

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会設置要綱

平成 20 年 6 月 26 日
日本学術会議第 58 回幹事会決定

改正 平成 21 年 1 月 22 日日本学術会議第 71 回幹事会決定
改正 平成 21 年 7 月 23 日日本学術会議第 80 回幹事会決定
改正 平成 21 年 12 月 24 日日本学術会議第 86 回幹事会決定
改正 平成 22 年 5 月 27 日日本学術会議第 96 回幹事会決定
改正 平成 22 年 10 月 4 日日本学術会議第 107 回幹事会決定
改正 平成 22 年 11 月 25 日日本学術会議第 112 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、学位の水準の維持・向上など大学教育の分野別質保証の在り方について調査審議する。

(組織)

第 3 委員会は、30 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 23 年 3 月 31 日まで置かれるものとする。

(分科会)

第 5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成	設置期限
学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会	学位に付記する専攻分野の名称の在り方に関すること	20 名以内の会員又は連携会員	平成 23 年 3 月 31 日
言語・文学分野の参照基準検討分科会	言語・文学分野における教育課程編成上の参照基	20 名以内の会員又は連携会員	平成 23 年 3 月 31 日

	準の検討に関する こと		
法学分野の参照 基準検討分科会	法分野における 教育課程編成上 の参照基準の検 討に関すること	20名以内の会 員又は連携会員	平成23年3月31日

(庶務)

第6 委員会の庶務は、事務局参事官(審議第一担当)において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この決定は、決定の日から施行する。

附則(平成21年1月22日日本学術会議第71回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附則(平成21年7月23日日本学術会議第80回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附則(平成21年12月24日日本学術会議第86回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附則(平成22年5月27日日本学術会議第96回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附則(平成22年10月4日日本学術会議第107回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附則(平成22年11月25日日本学術会議第112回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。